

中央公園広場エリア等整備・管理運営事業
維持管理業務仕様書

令和3年4月

広島市

目次

第1 本書の位置づけ	4
第2 管理運営に関する基本的事項	4
第3 業務の場所及び対象施設の概要	5
1 業務の場所	5
2 対象施設の概要	5
第4 指定管理者に係る権限	5
1 公園における行為の許可等	5
2 公園及び公園施設の利用の禁止又は制限	5
第5 指定管理者が行う業務	5
1 総合案内業務	5
2 利用申込（行為許可申請）受付、行為許可、行為許可の取消し、使用料の收受	5
3 公園利用者への指導・啓発	6
4 宣伝広報	6
5 災害時の対応	6
6 維持管理業務	7
7 その他の業務	12
第6 管理の基準	13
第7 リスク分担	13
第8 自主事業	13
1 利用者の利便性向上のための自主事業の実施	13
2 経費処理	13
3 使用許可等	13
第9 管理運営体制	14
1 管理運営職員	14
2 研修等の実施	14
第10 管理運営に関連して指定管理者が行う業務	14
1 事業の報告書	14
2 自己評価の実施	15
3 本市が実施する業務への協力	15
第11 モニタリング及び実績評価	15
1 モニタリングの実施	15
2 実績評価の実施	15
3 業務の基準を充たしていない場合の措置	15
第12 協定の締結	15
第13 その他	15
1 指定管理業務期間の前に行う業務	15
2 業務委託等	16
3 保険への加入	16
4 指定期間終了時の対応	16
5 監査	16
6 個人情報の取扱い	16
7 暴力団排除の推進	17
8 法定雇用障害者数の達成に向けた取組	17

第1 本書の位置づけ

本維持管理業務仕様書は、中央公園広場エリア等整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）の公募に当たり必要な事項等を定めた公募設置等指針に加え、本市が本事業の指定管理業務に求める業務内容を示すものである。

第2 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、利用者サービスの質の向上を図っていく必要がある。

本事業の認定計画提出者は、特定公園施設を含む広場エリア等の指定管理者として、公募設置等指針、指定管理業務に関する基本協定及び年度協定（事業計画書を含む）、本維持管理業務仕様書に基づき管理運営を行うこと。

ただし、本維持管理業務仕様書について、広場エリア等における公募設置等予定者及びサッカースタジアム等整備事業者の施設整備の内容を踏まえて、本市と認定計画提出者の協議のうえ、業務対象及び業務内容の一部を変更する可能性がある。

また、管理運営を行うに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- 1 地方自治法（昭和22年法律67号）並びに、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）及び同条例施行規則（昭和39年広島市規則第22号）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- 2 広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- 3 本指定管理業務に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- 5 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- 6 年度協定書の一部である事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を使用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理経費の縮減に努めること。
- 7 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- 8 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- 9 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- 10 指定管理者は、本市による新たな取組、規定改正、調査、施設の現状変更などの実施に当たり、協力を要請された場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

- 11 指定管理者は、指定管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、一定期間保管し、本市の求めがあったときには閲覧に供すること。

第3 業務の場所及び対象施設の概要

1 業務の場所

【別添資料5 事業区域図】に示す、特定公園施設を含む広場エリア（公募対象公園施設及び利便増進施設を除く）及び基町環境護岸を指定管理業務の対象区域（以下「指定管理業務区域」という。）とする。

2 対象施設の概要

- (1) 名称 中央公園広場 広場エリア及び基町環境護岸（広場エリア等）
- (2) 所在地 広島市中区基町15 【別添資料2 案内図】参照
- (3) 敷地面積 中央公園広場（約85,600㎡）及び基町環境護岸（約11,800㎡）のうち、サッカースタジアム等整備事業者の提案を踏まえ、協議の上、決定する。
- (4) 施設内容 【別添資料16 中央公園広場計画図（平面・断面）】に記載する公園施設及び認定計画提出者が整備する特定公園施設

第4 指定管理者に係る権限

1 公園における行為の許可等

本事業では、指定管理業務区域におけるイベント主催者等に対する行為の許可、行為の制限、行為許可の取り消しの権限を指定管理者に付与する予定である。イベント主催者等からの行為許可申請の受付、適否の判断を行い、適切に行為の許可等を行うこと。

また、イベントに伴う広告物の占用許可申請の受付、本市への送付などを行うこと。

2 公園及び公園施設の利用の禁止又は制限

公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、その他管理上必要があると認められる場合においては、指定管理者は、市長の許可を得て、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第5 指定管理者が行う業務

1 総合案内業務

サッカースタジアム内あるいは広場エリア内に整備する公園管理事務所において、来園者等に対し、各種問合せに対応すること。また、広場エリアの施設案内を行うとともに、中央公園の他の管理者と連携し、中央公園全体の総合案内を行うこと。

2 利用申込（行為許可申請）受付、行為許可、行為許可の取消し、使用料の收受

- (1) イベント主催者等が行う申請等について、必要な助言を行うこと。

- (2) 多くの来訪者が想定されるイベント開催時は、主催者、関係機関（本市を含む）及び周辺施設管理者と協議の上、イベント内容に応じた誘導員を適切な場所に適正人数配置し、歩行者、公園利用者及びイベント参加者の安全を確保することをイベント主催者に促すこと。
- (3) イベントの準備・設営、撤去時においては、利用者の安全を確保することをイベント主催者に促すこと。
- (4) 行為許可申請書等の様式は、指定管理者において作成すること。
- (5) 行為許可の内容を台帳に記載し、整理すること。
- (6) 次のいずれかに該当すると思われるときは、行為許可に先立ち、本市に事前協議を行い、本市の指示に従うこと。
 - ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - イ 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
 - ウ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - エ その他管理運営上支障があるとき。
- (7) 指定管理者は、特に必要と認められる場合、利用者又は利用申請者に対し、行為許可の全部若しくは一部の取り消し、及び利用方法の制限又は利用停止命令を行うこと。
- (8) 指定管理者は、適正に使用料を収受し管理すること。

この使用料の収納等については、別途、本市と指定管理者との間で公金収納事務委託契約を締結する。

なお、使用料の減免申請があった場合は、減免申請書を提出させ、速やかに本市へ送付すること。

3 公園利用者への指導・啓発

- (1) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切に対応すること。また、その内容を本市へ報告すること。
- (2) 公園利用者の利用マナー向上に向けた指導・啓発を行うこと。
- (3) 施設、設備等の利用方法を指導すること。

4 宣伝広報

- (1) 利用の促進を図るためパンフレット作成、配布及びホームページの作成、SNSを活用した情報発信等の宣伝広報を行うこと。
- (2) 電話での問合せや本事業に関する施設見学などについて、適切に対応すること。

5 災害時の対応

(1) 災害発生時における対応

- ア 気象台から注意報や警報等が発令された場合には、事前に備品等の固定、収納などの必要な措置を行い、災害に備えること。また、天候等の回復後は園内の巡視により被害の有無を確認し、速やかに本市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切に措置すること。

イ 広場エリア等は、「広島市地域防災計画」の中で、災害時に開設される広域避難場所
に選定されているため、本市から本施設を広域避難場所として使用する旨の指示を受
けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。

(ア) 避難スペースを指定して避難者を受け入れること。

(イ) 避難者が長時間滞在する場合は、避難所の運営に協力すること。

(ウ) 本市と協議の上、通常利用を中止するとともに、行為許可申請者等に対して連絡
を行うこと。

(2) 緊急時及び事故発生時等の対応

夜間などの緊急時には、指定管理者は応急処置を行う必要があるので、緊急連絡網を
整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。また、指定管理業務区域内において事
故が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するととも
に、本市に対しても速やかに報告すること。

6 維持管理業務

(1) 共通事項

ア 施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等
の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する
こと。

イ 施設を常に清潔に保ち、かつ、使用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、
関係法令に定める基準を充たすこと。

ウ 現在の管理水準を下回ることのないよう、創意工夫のもと効果的な方法及び頻度等
を検討し、常に良好な維持管理を行うこと。(現在の管理水準については、【別記 1
現・中央公園維持管理計画表(平成 29 年度)】を参照すること。)

エ 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、本
市に報告すること。

オ 設備の性能・機能保持のため、法令点検等を適切に実施すること。その際、必要な
部品・消耗品等の更新を行うこと。

カ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有するものがそれぞれの管理を行うこ
と。

キ 公園施設の維持管理業務は、広島市都市整備局緑化推進部制定(平成 23 年 1 月制
定、令和 3 年 1 月改訂)の「公園緑地等維持管理標準仕様書」に準じて実施するこ
と。(閲覧又は本市のホームページでダウンロードが可能である。)

ク なお、安全又は管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわら
ず、指定管理者は安全を確保し、適切な管理運営を行うために、必要な処置を講じる
こと。

(2) 保守管理

公園内の施設・設備等の日常点検及び専門的な保守点検を適切に行うとともに、設備等の故障等緊急時には、迅速に対応できる体制を確保すること。

ア 噴水池その他設備点検

- (ア) 動力設備（ポンプ、モーター類、バルブ類の点検調整及び清掃）
- (イ) 制御設備の点検調整（タイムスイッチ、ランプ等の点検調整）
- (ウ) 電源設備の点検調整
- (エ) 配電設備（マンホール含む）の点検調整
- (オ) 照明設備（照明機器、点灯制御回路）の点検調整
- (カ) 配管設備（外被覆膜、漏水、電磁及び主導バルブ、ろ過設備）の点検調整
- (キ) 消耗品の補充及び取替
- (ク) その他関連設備の点検調整及び周辺の清掃、滅菌剤の補充

イ 照明灯等の電気設備点検

良好な状態を維持するとともに、故障時には適切に対処すること。

ウ 消防設備点検

消防法の規定に基づき、点検報告書を所轄消防署へ提出又は提示する義務のある設備（自動火災報知設備や消火器など）について点検を行うこと。

エ ペDESTリアンデッキ

(ア) ペDESTリアンデッキ

ペDESTリアンデッキの施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、安全に利用できるよう、適切な保守点検を行うこと。

(イ) エレベーター

ペDESTリアンデッキ内のエレベーターについて、適切に保守点検（月次点検、年次点検）を行うこと。なお、エレベーターの規模及び機数は、スタジアム等整備事業の整備内容による。

(ウ) 監視カメラ設備点検

ペDESTリアンデッキ内の監視カメラについて、適切に保守点検を行うこと。なお、監視カメラの仕様及び機数は、スタジアム等整備事業の整備内容による。

(3) 警備業務

公園内を適宜巡視し、不審者・不審車輛の侵入防止、不審物の発見・処置、火の元・消火器・火災探知機、火災報知器の点検及び放置物の対応（除去等）を行うこと。

また、常駐による夜間警備は求めないが、夜間などの緊急時の連絡網を整備するなど、24時間対応可能な体制とすること。また、事業区域内において事故等が発生した場

合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、本市に対しても速やかに報告すること。

なお、警備対象や警備体制等については、スタジアム指定管理者等と十分に協議を行い、本市と調整のうえ、指定管理業務区域全体の適切な警備を実施すること。

警備業務の主な内容は、以下のとおりである。

- ア 公園施設（樹木を含む）監守
- イ 火災及び盗難の防止
- ウ 公園利用者の問い合わせ対応
- エ 注意事項を守らない公園利用者やマナーの悪い公園利用者への指導
- オ 車輛の駐車指導及び通行車輛の誘導等
- カ 自転車の不法駐輪への指導
- キ 危険箇所への立入防止及び指導
- ク 公園内の巡視
- ケ 身障者用トイレに設置している異常放置装置が発報したときの対応及び装置の解除
- コ 鍵の保管及び受け渡し
- サ 不法占拠、落書き等の監視
- シ 多くの来訪者が想定されるイベント開催時や花見の時期は、特に露店等の不法出店の取り締まり、排除
- ス 公園内への車輛進入の制限（緊急車両、本市及び関係機関の車両、別途定める車両は除く）
- セ 本市が必要と認めて指示する事項
- ソ その他警備上及び公園管理上必要な事項

(4) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持を心掛け、快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 一般清掃

公園内の建物内、園路、広場、公園便所及びペDESTリアンデッキ等の清掃については、良好な衛生環境及び美観の維持を心掛け、快適な空間を保つために必要な作業を実施すること。また、園内のゴミ箱等のゴミは分別を行ったうえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係諸規定に基づいて、所定の場所に搬入し、適切に処分すること。また、不法投棄ゴミも同様とする。

また、清掃の実施頻度等については、利用者数や利用頻度、施設・設備の特性などに応じて、適切に設定すること。

なお、本市が想定する標準的な一般清掃の内容は、以下のとおりである。

種別	対象施設	清掃頻度	備考
清掃（巡回）	指定管理業務区域全体	160回/年	
清掃（全体）	指定管理業務区域全体	24回/年	

日常清掃	ペDESTリアンデッキ	1回/週	
	エレベーター	1回/週	かご内部の清掃
	ペDESTリアンデッキ（手すり）	1回/日	手すり清掃
定期清掃	ペDESTリアンデッキ	1回/月	洗浄機による清掃
	ペDESTリアンデッキ（排水口）	2回/年	排水口の清掃
特別清掃	指定管理業務区域全体	適宜	嘔吐物や汚物の清掃

※全体清掃には落葉掃き、L字型側溝の堆積土砂の除去を含む。

イ 便所清掃

公園の便所の清掃については、利用者の利便性に配慮し1日1回以上行き、詰まり等は早急に対応すること。

ウ 落書き除去

公園施設等に落書きを発見した場合には、速やかに消去すること。

エ 排水設備清掃

側溝、柵及び排水管等の排水設備は、機能を維持するために適宜点検し、土砂などを除去すること。

オ 池清掃

徒歩池及び噴水池等の清掃は、棒ズリ等を用い、必要に応じて薬剤を使用すること。清掃業務から生じる廃棄物は、環境保全に十分留意して速やかに処分すること。

(5) 放置車両対策

指定管理業務区域内に放置されている自転車等の車両について、本市が別途行う指示に基づいて放置車両撤去に係る警告書の添付、放置車両の整理、台数の報告、及び撤去作業に係る調整等を行うこと。

(6) 施設修繕

ア 応急の修繕

- (ア) 施設・設備等が破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。
- (イ) 修繕の実施にあたっては、費用が1件あたり100万円未満の修繕については指定管理者が、1件あたり100万円以上の修繕については本市が、それぞれを負担する。

イ 計画的な修繕

- (ア) 施設・設備等が破損した場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応できるものについては、原則として毎年1回、本市が別途指示する時期に項目、内容、方法、金額及び優先順位等を整理し、本市に報告すること。
- (イ) 本市は、前記(ア)の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、本市及び指定管理者は、次の(ウ) (エ)による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。
- (ウ) 1件あたり100万円以上の修繕において、指定管理者が修繕することがより効果的であると認められるものについては指定管理者が、その他については本市が実施することとし、費用負担についてはいずれも本市が負担するものとする。
- (エ) 1件あたり100万円未満の費用を要する修繕は、指定管理者が実施する。

ウ 災害に伴う修繕の費用負担

台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、本市の費用負担とする。

なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ本市と協議すること。

エ 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、別に定める修繕台帳に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、事業報告書の提出とあわせて本市に提出すること。

(7) 植物管理

ア 公園内の植栽樹木及び芝生等の剪定や除草などの維持管理作業にあたっては、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。

イ 芝生管理にあたっては、来園者の利用頻度や利用方法、イベント等による利用状況等を十分勘案し、常に良好な状態を保てるよう、適切な作業を実施すること。

なお、本市が想定する標準的な芝生管理の内容は、以下のとおりである。

対象	作業内容	頻度
指定管理業務区域内の芝生地全体	刈込み	4回/年以上
	施肥	随時
	除草	随時
	病虫害駆除	随時
	目土かけ	1回/年以上

	エアレーション	1回/年以上
	灌水	随時

ウ 作業の種類・回数等の詳細については、広場エリア等における植栽等の整備内容をもとに、樹木の種類等に応じ適切に設定し、本市の承諾を得ること。

エ 事業区域内の定期巡回を行い、樹木等が倒れた際は速やかに撤去し安全を確保すること。

オ 植物を良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

7 その他の業務

(1) 備品管理

ア 指定管理者は、本市の備品については本市物品管理規則をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。本市の備品を使用する上で必要となる消耗品やメンテナンスに要する経費は、指定管理者の費用負担とする。

イ 管理運営のために新たな備品が必要となった場合、指定管理者は、あらかじめ本市と協議のうえ、指定管理料等の管理運営に係る収入により備品を購入することができる。

※備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が2万円以上の物品をいう。

(2) 会計帳簿の作成

指定管理者の業務に係る収入および支出の状況について、証拠書類に基づき、適正に会計帳簿に記帳するとともに、その保存年限は、次年度の4月1日から起算して会計帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。また、会計帳簿が適正に作成されているかについて、監査委員などによる監査が行われ、提出を求められたときは、これらの帳簿を提出しなければならない。

(3) 「管理運営マニュアル」の作成

指定管理者は、行為許可手続、日常的な施設等の管理、災害等の緊急時対策などに関する「管理運営マニュアル」を作成すること。作成に当たっては、本市の確認を受けること。

(4) 監視カメラデータの提供

本市からの求めに対して、監視カメラのデータ提供を行うこと。この場合、広島市個人情報保護条例等に基づき、個人情報保護の徹底を図ること。

なお、スタジアムの整備内容に応じて、監視カメラデータをペDESTロリアンデッキ及びその周辺の機械警備に利用する可能性がある。

第6 管理の基準

特段の理由がない限り、24時間365日、人の往来が可能な状態にすること。ただし、屋外トイレの夜間や早朝等の利用については、本市と協議の上、決定する。

第7 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	本市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に本市が決定する、また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者により修繕も可能とする。

第8 自主事業

1 利用者の利便性向上のための自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、利用者の利便を向上することを目的とした物販・飲食事業（自動販売機等）を公園内で実施することができる。

また、自らイベントを主催し、運営することができる。自主事業としてイベントを主催する場合、主催する指定管理者が、その企画や運営、広報、各種調整を担うなど、主催者としての実体を伴うものであること。

2 経費処理

自主事業は、会計を独立させるものとする。

3 使用許可等

物販・飲食事業の実施にあたっては、都市公園法又は広島市公園条例に基づく使用許可申請を行い、許可を得るとともに使用料を納付すること。なお、使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

また、イベントの実施にあたっては、必要な使用料を納付すること。

第9 管理運営体制

1 管理運営職員

- (1) 中央公園の管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。専任職員の配置人員は2人を標準とする。
- (2) 職員の勤務体制は、施設の管理・運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。
- (3) 公園の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、業務責任者（1名）を配置すること。
- (4) 業務責任者は、都市公園の管理について豊富な実務経験を有し、利用者からのクレームに対しても迅速かつ丁寧に対応し、所属職員を的確に指揮監督する能力を有する者とする。
- (5) 指定管理者は、10時から18時までの間、職員1名以上を常駐させること。ただし、夜間にイベントが開催される場合など、必要に応じて18時以降についても職員を駐在させること。
- (6) 常駐する職員は、サッカースタジアム内あるいは広場エリア内に整備する公園管理事務所で業務を行うこと。
- (7) 職員のうち、防火管理者1名を、管理運営職員又は指定管理者となる団体の管理監督者から選任すること。

2 研修等の実施

職員の資質の向上を図るため、次の点に従った研修等を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

- (1) 利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。
- (2) 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。
- (3) 本事業で作成する「管理運営マニュアル」を基に、緊急時対策（防犯・防災対策など）について職員を指導すること。
- (4) 事故が生じた場合は速やかに本市に報告し、適正に対応すること。
- (5) 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- (6) 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

第10 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

1 事業の報告書

- (1) 指定管理者は、毎月、業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、本市に提出すること。

2 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

3 本市が実施する業務への協力

認定計画提出者は、本市の求めに応じ、可能な限り本市が実施する業務に協力すること。

第11 モニタリング及び実績評価

1 モニタリングの実施

本市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

2 実績評価の実施

本市は、指定管理者が公募設置等計画及び事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

3 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

第12 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

なお、年度協定の一部である事業計画書は、毎年度、指定管理業務開始の30日前までに提出し、当該業務の開始前に本市の承諾を得ること。

第13 その他

1 指定管理業務期間の前に行う業務

指定管理者に指定された団体（認定計画提出者）は、円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう指定期間の前に以下の業務を行う。なお、当該業務の実施に要する人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

- (1) 協定項目についての本市との協議
- (2) 配置する職員等の確保、職員研修
- (3) 業務等に関する各種規定の作成、協議
- (4) 現行の指定管理者からの業務引継ぎ（本事業の指定管理業務区域に関する事項について）

2 業務委託等

業務の委託等を行う際には、作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の措置等の事項について、契約書に明記すること。

なお、履行確認にあたっては、日々実施する業務（清掃等）については、実施者に日々の作業報告書を提出させ、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

また、管理業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。

3 保険への加入

指定管理者が加入しなければならない各種損害保険は以下のとおりである。なお、火災保険については本市が加入する。

名称	契約内容
施設管理者賠償責任保険	○対人補償 1事故につき 限度額 1億円
	1名につき 限度額 2千万円
	○対物補償 1事故につき 限度額 1千万円

4 指定期間終了時の対応

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。
- (2) 指定管理者は指定期間終了に当たり、本市の立会いの下で、施設の性能及び機能を発揮できる状態を満足することについて本市の確認を受けること。また、事業期間内に実施した施設の修繕・更新に関する書類を本市に提出すること。指定期間終了前検査において、本維持管理業務仕様書等で提示した性能及び機能を発揮できない場合、経年劣化によらない著しい損傷等が確認された場合は、指定管理者に対し適切な修繕措置を講じるよう求める。指定管理者は、速やかに修繕を実施し、結果について本市に報告すること。

5 監査

広島市監査委員等が本市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

6 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、【別記2 個人情報取扱特記事項】を基に、本市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

7 暴力団排除の推進

指定管理者は、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

- (1) 広島市暴力団排除条例及び【別記3 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）】の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用を許可しない、あるいは、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。
- (2) 広島市暴力団排除条例及び【別記3 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）】の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

8 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

認定計画提出者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点。以下「6月1日時点」という。）で、法定雇用障害者を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6月1日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

現・中央公園維持管理計画表（平成 29 年度）

分類	工種	作業の種類	数量	単位	回数	作業時期(月)											備考				
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3			
保守管理	噴水池設備	噴水池清掃	5	か所	年4回以上	←→			←→		←→				←→						
		点検調整	5	か所	年12回以上	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→		
	堀川 浄化設備	浄化設備点検整備(取水ポンプ点検整備、取水口・吐出口の清掃)	1	式	年12回以上	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→		
		浄化設備点検整備(取水ポンプの分解整備・調整)	1	式	年6回以上		←→		←→		←→		←→		←→		←→		←→		
		浄化設備点検整備(中継ポンプ・放流ポンプの点検整備)	1	式	年2回以上			←→						←→							
		浄化設備点検整備(取水ポンプオートストレーナーの酸洗浄・吐出口清掃)	1	式	年1回以上									←→							
	堀川ポンプ分解整備、臨時点検等	1	式	必要時																	
徒渉池噴水池	清掃	1	式	年3回以上	←→				←→				←→								
電気施設	自家用電気工作物点検(月時点検：毎月、年次点検：年1回以上)	3	か所	適時															芝生広場：受電容量130KVA、堀川中継ポンプ：受電容量150KVA、ファミリアール：受電容量525KVA		
維持管理	警備	日常巡視	1	式	毎日																
		日常清掃	1	式																	
	公園 敷地	清掃A(巡回)(ハノーバー庭園周辺外)	37,100	m ²	298	25	24	25	26	26	24	26	23	26	25	23	25				
		清掃A(全体)(ハノーバー庭園周辺外)	37,100	m ²	24	2	2	2	1	1	1	1	3	4	4	1	2				
		清掃B(巡回)(旧市民球場外周)	6,300	m ²	148	—	—	—	—	—	—	—	26	23	26	25	23	25			
		清掃B(全体)(旧市民球場外周)	6,300	m ²	148	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2	2			
		清掃C(巡回)(中央図書館、ひろしま美術館外周外)	28,500	m ²	160	18	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13			
		清掃C(全体)(中央図書館、ひろしま美術館外周外)	28,500	m ²	24	2	2	1	1	1	1	2	3	3	3	3	1	4			
		清掃D-1(巡回)(芝生広場の裸地、自由広場外)	65,000	m ²	160	18	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13			
		清掃D-2(巡回)(芝生広場の芝生地)	18,000	m ²	160	18	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13			
		清掃D(全体)(芝生広場の裸地、自由広場外)	83,000	m ²	24	4	2	1	1	1	1	1	3	3	4	1	2				
		清掃E(巡回)(広島城跡周辺)	83,300	m ²	160	18	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13			
		清掃E(全体)(広島城跡周辺)	83,300	m ²	24	4	2	1	1	1	1	1	3	3	4	1	2				
		清掃F(基町環境護岸)	11,845	m ²	年5回	1	1	1	1	1	1	1									
		ゴミ処分	1	式	日曜祭日を除く毎日																
	不法投棄ゴミ処分等(不定箇所)	1	式	随時																	
	便所	清掃(徒渉池、芝生広場西、裏御門北、堀北)	5	か所	週3回以上	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	
		清掃(青少年、天守閣南、三の丸)	3	か所	毎日	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	
		点検・補修・詰まり清掃	1	式	随時	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	
	堀川	浮遊物撤去工外1	1	式	日曜を除く毎日		5/1					10/19		12/1 12/31	1/11		3/19				
浮遊物撤去工外2(落葉時等)		1	式	指定期間中毎日	4/1 4/30						10/20	11/30	1/2	1/10		3/20 3/31			指定期間中毎日：ボウズリ清掃含む		
浮遊物撤去工外3(せせらぎ水路高圧洗浄)		1	式	年4回以上				△			△		△			△					
浮遊物撤去工外4(広島城内堀清掃)		1	式	年9回以上	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→		
	暗渠管清掃	1	式	随時	△			△		△				△							

分類	工種	作業の種類	数量	単位	回数	作業時期(月)											備考		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
維持管理	ファミリープール 管理運営	掃き清掃、 モップ掛 け	常務理事室、会議室	48	m ²	週1回	←											カーペット	
			経営企画課、更衣室、放送室、湯沸室	108	m ²	週1回	←											Pタイル	
			緑化管理部	127	m ²	週1回	←											Pタイル	
			緑化管理部長室	26	m ²	週1回	←											人工芝	
			緑化管理部湯沸室	38	m ²	週1回	←											Pタイル	
			廊下、階段(経営企画課)	53	m ²	週1回	←											Pタイル	
			廊下、階段(緑化管理部)	20	m ²	週1回	←											Pタイル	
			廊下(1階救護室横)	31	m ²	週1回	←											レンガタイル	
		ワックス掛 け	経営企画課、更衣室、放送室、湯沸室	108	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔	
			緑化管理部	127	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔	
	緑化管理部湯沸室		38	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔		
	廊下、階段(経営企画課)		53	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔		
	廊下、階段(緑化管理部)		20	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔		
	清掃	廊下(1階救護室横)	31	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔		
		便所(経営企画課前)	14	m ²	週1回	←											モザイクタイル		
		便所(緑化管理部横/2箇所)	18	m ²	週1回	←											モザイクタイル		
		便所(常直室中)	1	m ²	週1回	←											モザイクタイル		
		出入り口及び切符売場周辺	管理棟玄関周り		週1回	←											レンガタイル		
		窓ガラス	180	m ²	年4回		↔				↔			↔			↔		
		冷暖房空調機吹出吸入口	12	か所	月1回	←													
換気設備吹出吸入口		9	か所	月1回	←														
植物管理	除草工(芝生広場)	芝草地:芝草刈工(小型乗用式)	17,170	m ²	年5回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔		
		芝草地:芝草刈工	16,260	m ²	年4回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	"	平地:手抜き除草(その他)	15,380	m ²	年4回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		平地:手抜き除草(中国庭園)	660	m ²	年5回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	"	芝生縁切(ハノーバー周辺花壇)	90	m	年2回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		除草工(広島城跡)	芝草地:芝草刈工(二の丸内堀周辺)	1,330	m ²	年5回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
	芝草地:芝草刈工(その他)		13,110	m ²	年4回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	"	石垣:城壁	760	m ²	年3回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		石垣:内堀	2,850	m ²	年3回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	"	平地:手抜き除草(植樹帯)	7,500	m ²	年4回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		除草工(基町環境維持)	芝草地:芝草刈工	11,845	m ²	年4回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
	樹木剪定(芝生広場外)	中低木刈込物(ヒラドツツジほか)	11,330	m ²	年1回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		" (アベリアほか)	8,030	m ²	年2回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		"	生垣(カイズカイブキ)	540	m	年1回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		"	高木(マツ中)	11	本	年1回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		"	高木(ヒマラヤスギ)	48	本	年1回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
		"	カイズカイブキ	24	本	年1回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
"		カイズカイブキ(仕立物)	19	本	年1回以上	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔		

分類	工種	作業の種類	数量	単位	回数	作業時期(月)											備考		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
植物管理	樹木剪定(芝生広場外)	高木(サルスベリ外)	25	本	年1回以上							←→							
	"	高木(ウメ)	3	本	年1回以上			←→											
	"	高木(仕立物)	35	本	年2回以上			←→				←→							
	樹木剪定(広島城跡)	中低木刈込物(シャリンバイほか)	3,330	m ²	年1回以上			←→										クチナシ、ヒベリカムは7月下旬	
	"	" (ウバメガシほか)	4,300	m ²	年1回以上			←→										対象全て	
	"	" (花の精噴水東側アベリア)	660	m ²	年2回以上					←→		←→							
	"	" (花の精噴水東側アベリア以外)	3,630	m ²	年1回以上							←→							
	"	高木(マツ大・仕立物)	26	本	年2回以上			←→						←→					
	"	高木(マツ大)	119	本	年2回以上			←→						←→					
	"	高木(マツ中)	38	本	年1回以上									←→					
	"	高木(カイズカイブキ)	11	本	年1回以上								←→						
	"	高木(仕立物)	19	本	年2回以上			←→				←→							
	"	高木(サルスベリ、ウメ等)	4	本	年1回以上			←→											
	"	フジ(夏・冬)	40	m ²	年2回以上			←→						←→					
		病虫害駆除	病虫害の防除	1	式	随時													
		支障木剪定	支障木の剪定、伐採等	1	式	随時													
		かん水	低木等へのかん水	1	式	随時				←→									
	不定か所	樹勢回復等	1	式	随時														
	臨時処置	高木、中低木等の応急処置等	1	式	随時														
	花き取替	花壇(花の精、ハノーバー庭園) フラワーボット(旧市民球場前、裏御門入口、ファ ミリープール周辺3か所、中央庭球場外周の北 側・西側)	1	式	年3回		←→		←→				←→						

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部(以下「警察本部」という。)との個別協議を要する。)

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者(事業者を含む)

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(事業者を含む)

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者(事業者を含む)

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者(事業者を含む)

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(7) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例 2】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

- イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

署名 (自署)

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

- 1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの
 - 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
 - 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
 - ホールを使用した組織拡大に資する講演会
- 2 暴力団の資金源につながるもの
(施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る)
 - ホールを使用したコンサート
 - 体育館を使用した格闘技大会
 - ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
 - 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

(別添) (略)